【配食サービス事業】

1　事業内容

⑴　対象者

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の者で調理ができず、栄養改善と安否確認が必要な者

⑵　受託事業者（以下「事業者」）

①　宅配クック 123（ワン・ツゥ・スリー）沼津三島店（担当区：長泉町全域）

②　まごころ弁当三島せせらぎ店（担当区：長泉町全域）

③　まごころ弁当三島・駿東店（担当区：長泉小学校区・南小学校区・北小学校区域の一部）

④　さつき園（担当区：長泉小学校区・南小学校区）

⑤　ワタミ（担当区：長泉町全域）

⑶　自己負担

１食の費用から町負担額（380 円）を差し引いた額

⑷　献立

別紙「配食事業者一覧表」より、希望する配食の種類を選択可能

※　事業者にて、主菜の変更や刻み食等の対応は同一価格で可能な範囲で行います。

⑸　実施方法

・　配達の時間は午前 10 時から 12 時までの間で行います。

・　**配達は手渡しとし、その際、利用者は配達員が持参した所定の用紙に押印またはサインをします。**

※　ただし、感染症等の予防対策のため、事業所により対応が違う場合があります。

・　**不在の場合、食事は配達員が持ち帰り、再配達は行いません。その場合でも自己負担金は発生します。**

・　**キャンセルの場合は、前日の事業者が指定する時間までに連絡してください。（連絡なしのキャンセルは本人だけではなく、町にも請求されるため、キャンセルの連絡は必ず行ってください。）**

・　確実な安否確認のため、町の配食サービス実施は平日のみとし、土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）は行いません。（平日以外は、自費で事業者から配食を受けることは可能です。）

・　配達当日の容器回収は行わず、希望する人は次の配達時に回収します。衛生上、残飯は利用者側で処分し、容器は水洗いをしてください。

・　デイを利用する曜日は、配食サービスは利用できません。よって申請回数は、実際に必要な回数としてください。（多めに見込み申請することはできません。）

⑹　安否確認

・　配達時不在の場合、事業者が緊急連絡先やアセスメントをしたケアマネジャー、地域包括支援センター、町長寿介護課に連絡し、安否確認を行います。（フローチャート参照）

・　配達時応答がない場合、また家の中に倒れているなど異変を発見した場合、安否確認のため配達員が自宅に上がる可能性があります。（利用前に事業者が利用者に確認を取ります。）

２　安否確認フローチャート

※　本人が配達時間帯に自宅にいることが前提条件

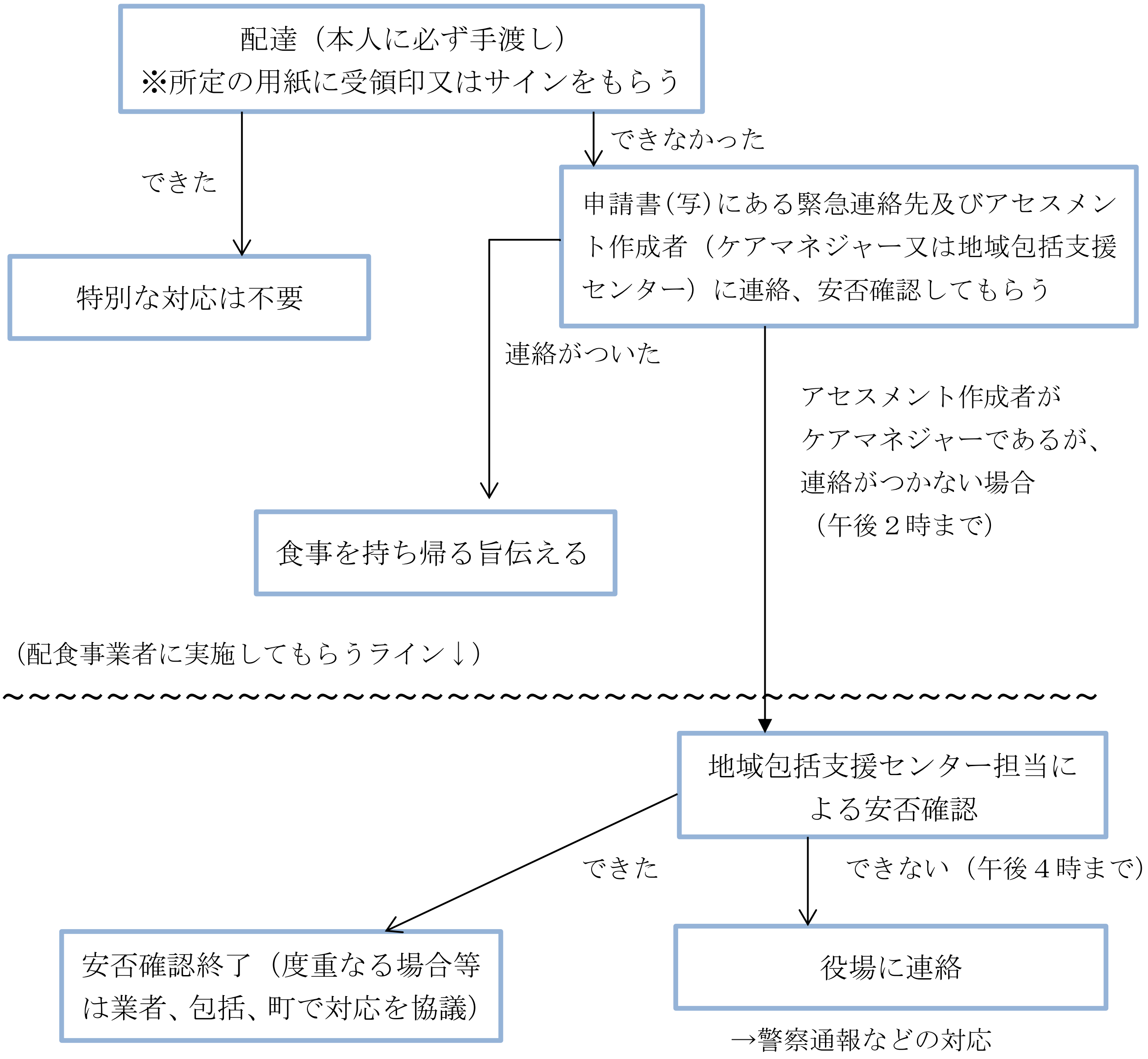

３　申請から利用の流れ（※年１回申請）※１０月の更新申請が不要となります。

⑴　地域包括支援センター職員（要介護・要支援認定がある場合、総合事業対象者の場合はケアマネジャー）（以下「アセスメント表作成者」という。）は、利用者の希望を確認するとともに事業者と調整し、面接・事業の利用について十分な説明をした上でアセスメント表を作成し、申請書、介護認定がある場合はケアプランの写しとともに長寿介護課に提出してください。

※令和６年度より民生委員の署名は不要となりました※

※　原則として、利用開始希望日の１週間前までに申請書を町に提出してください。町からの決定通知を以て、利用開始となります。決定前に利用される場合は、自費扱いとなります。

⑵　町は利用決定後、利用決定通知書と委託書を事業者に郵送で送付します。
⑶　**アセスメント表作成者は、申請の際に事業者と調整し、申請書・アセスメント表の写しを送付またはＦＡＸしてください。**
⑷　事業者は、利用決定通知書を利用者に渡し、事前に利用にあたり説明を行います。（新規の場合）

※　**回数の変更、曜日の変更、事業者の変更を希望する場合、変更届出書を提出してください。**

※　**事業者を変更する場合、変更前の事業所へも利用中止の連絡をお願いします。**

※　アセスメント表の裏面の同意欄に必ず利用者（利用者が書けない場合は家族等）の署名をもらってください。

４　利用決定期間中の利用中止、再開の流れ

⑴　利用者が事業者に申し出、事業者がアセスメント表作成者に連絡します。
１週間以上不在の連絡があった場合は、事業者はアセスメント表作成者に連絡します。
⑵　事業者は町へ月に１回の実績報告書にて報告します。

※　**利用決定期間は１年間（4/1～3/31）となりますので、決定期間中に中止する場合は、休止扱いとなります。**

【参考：地域包括支援センターの担当区域】
令和５年度から、日常生活圏域の２圏域化に伴い包括支援センターの担当区域も変更となりました。

圏域名	北部圏域	南部圏域
名　称	長泉北地域包括支援センター	長泉南地域包括支援センター
自治会	自治会名／ 元長窪、上長窪、屋代住宅、八分平、下長窪、池田、尾尻住宅、谷津、駿河平、南一色、東べ南一色、納米里、上土狩、惣ヶ原、エンゼル、鮎壺（黄瀬川以西）	自治会名／ シャリエ中土狩、中土狩、莪素、新屋町上、新屋町中、新屋町下、シャルマン、駅上、駅中、駅下、薄原上、薄原下、シャリエ南、シャリエ東、西、原、東、三軒家、エンゼル西、グランツ、杉原、原分、高田、竹原、シャルマン竹原、本宿、鮎壺（黄瀬川以東）
所在地	長泉町下長窪 781-1 （ながいずみホーム地域づくりセンターモク・オハナ内） 電話　941-5335	長泉町下土狩 457-2 （特別養護老人ホームさつき園内） 電話　999-2121

★　ケアマネジャー様へお願い（配食サービスについて）★

円滑な事業の実施のため、ケアマネジャー様にはぜひとも以下の点についてご協力くださいますようお願いします。

・　安否確認の際、緊急連絡先に連絡がつかないケースが見受けられます。アセスメント表に記入する緊急連絡先は、**日中連絡がつきやすい方、日中連絡がつきやすい電話番号（勤務先番号、携帯電話等）**を第１連絡先としてください。また、本人不在時には緊急連絡先に連絡が行くことを、ご家族にも十分に説明をしてください。

・　**ケアマネジャーが安否確認を行った場合、事業者にもその結果について連絡をしてください。**（不在時の安否確認の結果を、１月ごと事業者が町に報告します。）

・　利用者のケアマネジャーが変更になる場合、必ず新しいケアマネジャーに配食の利用について引継ぎを行うとともに、長寿介護課へ連絡をしてください。

・　新規申請の時には、利用者の方に、事業内容について十分説明をしてください。また、**耳が遠いなど、訪問に気づかないことが考えられる利用者の場合は、食事を渡す方法について、事業者側と打ち合わせてください。**

・　**更新の際に曜日・回数・事業者を変更する場合、または更新をしない場合においても、長寿介護課及び事業者へ連絡をお願いします。**